

## 【アメリカ】半年間の予算継続法成立

2012年10月1日から始まった2013会計年度の歳出予算について、省庁別に12本の歳出予算法を成立させるかわりに、各省庁の予算を一括して2013年3月27日まで6か月間延長する法律が、2012年9月28日成立した(P.L.112-175)。裁量的経費の総額は年額換算で、1兆470億ドルで、2011年に成立した予算コントロール法によって定められた上限の範囲内となっている。原則として、2012年度予算を0.6%増加させた予算が各省庁に認められた。11月6日の連邦議会議員選挙のため議会が10月から休会となり、また歳出予算法が成立せずに政府窓口が閉鎖される事態を避けるため、半年間の予算延長となった。共和党側は、予算継続法についても一層の予算削減を求めている。この法律には、福祉プログラム(TANF)の延長などの条項も盛り込まれた。今後の2013年度予算の審議は、2013年1月に始まる新議会に委ねられる見通しである。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

## 【アメリカ】2004年北朝鮮人権法延長法成立

2012年9月30日で期限が切れる予定であった、北朝鮮の民主化、人権擁護、市場経済化を促進する予算を授権する2004年北朝鮮人権法(P.L.108-333)を、2017年度まで延長する法律が、2012年8月16日に成立した(P.L.112-172)。大統領に、北朝鮮の民主化等を推進する民間非営利団体に資金を提供することを認め、毎年度200万ドルの予算の支出を授権する。また、北朝鮮国内で同国政府に規制されない情報を利用できる機会を増大させる活動のために、毎年度200万ドル、北朝鮮の外部の団体又は個人が北朝鮮に人道支援をする活動に毎年度500万ドルの予算の支出を授権する。大統領は、北朝鮮人権特別使節(外交官)を任命しなければならない。国務長官及び国土安全保障長官は、毎年連邦議会に①北朝鮮からの政治亡命申請者数及び亡命認定者数、②北朝鮮からの難民申請者数及び難民認定者数に関する報告書を提出しなければならない。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

## 【EU】「銀行同盟」創設に向けた銀行単一監督メカニズム導入の提案

欧州委員会は、2012年9月12日、ユーロ圏の銀行を対象とする単一監督メカニズム(SSM)を導入するために2つの規則(理事会規則(COM(2012)511 final)並びに欧州議会及び理事会規則(COM(2012)512 final))を提案し、併せて「銀行同盟への道」と題する政策文書(COM(2012)510 final)を公表した。SSMは、ユーロ圏の全ての銀行の財務の安定性に関する監督を行う制度で、その導入は、欧州経済通貨同盟の強化を図る「銀行同盟」の実現に向けた第一歩とされる。SSMは2013年1月の導入が予定されているが、欧州中央銀行(ECB)及び各国監督機関の準備のため、当面、ECBが順次ユーロ圏の約6千の銀行等の許認可、財産の取得及び処分の評価、EU法が課す義務の遵守等々の監督責任を負い、2014年1月から全面的にSSMがこれを引き継ぐとし、規則案の年内採択が求められている。2011年に設置された欧州銀行監督局は、欧州金融監督制度の枠内で単一規則書を更に整備し、これを補完するための手引きを作成する。

(海外立法情報調査室・植月 献二)

## 【EU】無線周波数の共用技術による帯域需要増対策

移動体通信、Wi-Fiのホットスポット、スマートグリッドでの利用を始めとし、無線データ通信の限りある周波数に対する需要は激増している。この対策として、欧州委員会は、2012年9月3日、欧州デジタルアジェンダの一環として、無線やブロードバンド等の技術を用いて周波数の共用を可能にする計画（COM(2012)478 final）を発表した。新技術を用いることにより、特に免許を必要とすることなく、インターネット接続事業者等の複数の利用者が周波数を共有すること、テレビ周波数帯域中で利用できる周波数を他の目的に利用すること等が可能になる。欧州全体で協調して周波数を共用することは、移動体通信網の容量拡大、無線ブロードバンド利用料の低廉化、割当て周波数の二次取引等の新たな市場開拓につながる。その利点を十分に活用するには、規制の障壁を撤廃し、周波数の利用権者のみならず、新規利用者が混信のない周波数帯域を共用できる権利を担保する新しい規制の枠組みが求められている。

（海外立法情報調査室・植月 献二）

## 【EU】船舶燃料の大気汚染物質規制強化

内燃機関の燃料に含まれる硫黄は、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）の発生源となり大気汚染や酸性雨をもたらす。2005年の欧州委員会の調査によれば、海洋部門のSO<sub>2</sub>やNO<sub>x</sub>の排出量は陸上のそれを2020年には超えると予測している。2008年に国際海事機関で改正された海洋汚染防止条約附属書VI（2010年7月発効）に基づき、船舶の排出ガス中の大気汚染物質の削減目標を達成するため、欧州委員会は、2011年7月、船舶の使用燃料に含まれる硫黄を規制する指令1999/32/ECを改正し、その許容限度を引き下げる指令を欧州議会及び理事会に提案（COM(2011)439 final, 2011/190 (COD)）した。欧州議会及び理事会は、事前合意に基づき、同指令案をそれぞれ2012年9月11日、10月29日に承認した。今後、欧州連合官報に公布され実施される。これにより、燃料中に含まれる硫黄分は、北海、バルト海、英仏海峡等の指定海域では、現行1%以下が2015年までに0.1%以下、一般海域では現行3.5%以下が2020年からは0.5%以下に制限される。

（海外立法情報調査室・植月 献二）

## 【イギリス】2012年法律扶助及び犯罪者の刑罰等に関する法律(c.10)の制定

2012年5月1日に法律扶助及び犯罪者の刑罰等に関する法律が制定された。同法は、本則154か条に附則27を伴い、法律扶助、訴訟費用及び刑罰等に関する規定に分かれる。法律扶助関係では、法律扶助提供委員会の廃止に伴い大法官に民事法律扶助に関する規則制定権が与えられ、検察官による司法取引の交渉開始等に伴う被疑者等への刑事法律扶助の仮決定が可能となった。訴訟費用関係では、離婚手続中の当事者等の一方に対する相手方の訴訟費用の負担の命令が可能となり、訴訟の増加を抑制するため法律事務所等が保険会社等に対し人身被害者の紹介料を支払うことが禁止された。刑罰関係では、保釈の範囲を拡大し、被告人に対する被害補償金支払命令が可能なときにこれを検討する義務を刑事裁判官に課し、非拘禁刑である社会奉仕命令の違反に対する罰金を定め、同命令又は執行猶予命令による命令対象者の海外渡航の禁止、飲酒の禁止又は監視が可能となった。また、凶器又は危険な刀剣による威嚇の罪が新設された。

（海外立法情報調査室・河島 太郎）

## 【イギリス】2012年消費者保険(開示及び告知)法(c.6)の制定

従来イギリスでは、保険契約すべてに判例法上1906年海上保険法(以下「1906年法」)が類推適用され、必要に応じ金融サービス機構等の監督機関の手引きや業界の自主規範が適用されてきた。2012年3月8日制定の2012年消費者保険(開示及び告知)法(以下「2012年法」)は、このような法の多重構造を整理しつつ個人の保険契約者(以下「消費者」)が業務を目的としないで保険者と締結する消費者保険契約の締結前における重要事項の告知義務について定める。1906年法上、保険契約者はあらゆる重要事項の告知義務を負い、契約締結当時保険契約者が知らなかった事実についても保険者は保険契約を取り消して保険金全額を支払わないことができることとされていた。2012年法は、消費者の不実告知が単なる不注意によるときは、保険者が事実を知っていたとすれば通常当該契約が締結されたか否かを基準として、保険料の増額等をして当該契約を継続するか、保険者に当該契約を解除させて保険料を返還させること等を定めている。(海外立法情報調査室・河島 太郎)

## 【ドイツ】少年裁判所法の改正

再犯予防の目的に鑑みて制裁をより効果的に行うために、少年裁判所法が改正され、改正法は2012年9月7日に公布された(BGBl. I S.1854)。少年裁判所法によれば、少年の犯罪行為に対しては、教育処分(指示、教育補佐人による監督)若しくは懲戒処分(戒告、義務の賦課、少年拘禁)をし、又は少年刑を科することができる。懲戒処分は、刑罰の法的効果を有しない。従来から、教育処分と同時に懲戒処分をすることができ、少年刑は、指示、教育補佐人による監督及び義務の賦課と同時に科することができる。今回の改正により、保護観察を付して少年刑の言渡し又は執行を猶予した場合に、同時に4週間以下の少年拘禁を言い渡すことができるようになった(第16a条)。これは、少年が、保護観察を付した少年刑の言渡し又は執行の猶予を自由宣告と誤解しないようにする目的で導入されたものである。また、重罪を犯した青年(18歳以上21歳未満)に対する少年刑の長期は従来10年であったが、15年に加重された(第105条)。(海外立法情報課・渡辺 富久子)

## 【ドイツ】ユーロ救済に関する連邦憲法裁判所判決

2012年6月29日、連邦議会及び連邦参議院は、欧州安定メカニズム(ESM)設立条約及びEU財政協定を承認した。これを受けて、左派党議員や多くの市民らが、連邦大統領による両条約の批准を差し止める仮命令を出すよう、連邦憲法裁判所に申し立てていた。連邦憲法裁判所は、9月12日、次の2点を留保して両条約の批准を認めるとした上で、当該申し立てを却下した(2 BvR 1390/12)。①ESM設立条約で定めるドイツの負担額1900億ユーロ(内訳:資本払込220億ユーロ、保証1680億ユーロ)はこの額を上限とし、条約の規定の解釈によってこれを増額することは、連邦議会の同意がなければ認められない。②ESM関係者の守秘義務は、連邦議会及び連邦参議院に対する包括的な情報提供を妨げない。連邦政府は、9月26日、この2つの留保事項を盛り込んだESM設立条約の共同宣言(Erklärung)案を承認した。ユーロ加盟国は同日中に当該共同宣言を採択し、連邦大統領は、9月27日、両条約を批准した。(海外立法情報課・渡辺 富久子)

## 【ドイツ】 二酸化炭素貯留法

二酸化炭素貯留技術は、工場や発電所から大気中に排出される二酸化炭素を分離回収して、輸送し、地層中に永久貯留する技術である。2050年の二酸化炭素排出量を1990年比で80～95%削減するというエネルギー計画に掲げる目標を達成するために、二酸化炭素の永久貯留の実証実験に関する法律が制定され（BGBl. I S.1726）、2012年8月24日から施行されている。法律は、人及び環境の保護並びに次世代への影響をも考慮して、二酸化炭素の地層中の永久貯留を保障することを目的とし、二酸化炭素貯留技術の研究、試験、実証実験の枠組みを定めている。二酸化炭素貯留は年間130万トンを上限とし、全体の上限は400万トンと定められた。しかし、州が裁量により、州の一部又は全部について、二酸化炭素貯留の実証実験を行わない地域に指定することができるとする規定が置かれるなど、現在のところ、この法律に基づいて二酸化炭素貯留の実証実験が行われる見通しはない。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

## 【スウェーデン】 贈収賄等に係る刑法典等の改正

贈収賄罪等の規定を強化する刑法典及び関連法の改正が、2012年7月1日より施行された（(SFS 1962:700)ほか）。刑法典の主な改正点は、次の通りである。贈賄罪（第17章第7条）及び収賄罪（第20章第2条）を廃止し、第10章を横領罪、背任罪及び贈収賄罪とし、規定を置き直した（これらの違法行為の主体・客体は、公・民を問わない）。この章は背信的犯罪（代理権乱用罪等を含む、他者の占有を侵害しない不当な財産領得罪）について規定する。また、収賄罪に問われる主体は、主に雇用関係にある者とされ、請負人は含まれなかったが、この制限が廃止され、今後、業務に関し、不当な利益を供与又は取得した業務関係者は、すべて贈収賄罪の対象となる。贈収賄罪を重罪とする規定、賭博会社に関係する場合は、ボランティア等であっても収賄罪の主体とする規定、腐敗の防止に関する国際連合条約第18条等で規定される影響力に係る取引及び無謀な融資（子会社、代理人等に親会社が資金提供する場合、親会社が子会社等への適切な監督を怠り、資金を不注意に用いさせること等。）を罪とする規定が新設された。

（海外立法情報課・井樋 三枝子）

## 【スウェーデン】 病休制度に係る法改正

労働者の病気休業補償に関する制度の2つの法改正（(SFS 2012:349), (SFS 2012:256)）が行われ、2012年7月1日から施行された。労働者が病気等で就労不能となり病気休暇を取得する場合、給与の8割の病気休業補償が支給される。病気休業補償には、雇用主が負担する傷病給与（休暇2日目から14日目まで）と、社会保険庁が負担する傷病手当（15日目以降）がある。改正の1点目は、病気休暇の算定方法の変更であり、直近の傷病給与の支払期間（14日）経過後、労働者が少なくとも、完全に1日間就労できなければ、新たな病気休暇期間が開始されないこととなった。これにより、雇用主による傷病給与負担が、実質的に軽減される。2点目は、労働者の病気休暇取得後180日目に、傷病給与の支給金額を再検討するため、その算定基礎となる労働者の給与額と、一般の労働市場における同職種の給与額との比較し、調整を行うとする改正である。

（海外立法情報課・井樋 三枝子）

## 【ロシア】キルギスタンへのロシア軍駐留延長協定に合意

2012年9月20日、キルギスタンを訪問したロシアのプーチン大統領は、同国のアタムバエフ大統領と会談し、ロシア軍の駐留を2032年まで延長する合意文書に署名した。現在、ロシアはキルギスタンにある4か所の軍事施設を使用しているが、このうち、首都ビシュケク郊外のカント空軍基地は2017年にその使用期限が切れる。ロシア政府はキルギスタン政府に対し、使用期限を49年間延長するように要求していたが、交渉は難航していた。このため、ロシア政府は、キルギスタン政府の約4億8900万ドルに上る対露債務を放棄した上、基地使用の延長期間を15年へと大幅に短縮する（ただし、交渉によってさらに5年間の使用延長が可能）などの妥協策を示し、今回の合意に至った。基地使用料の値上げについては言及がない。また、ロシアは翌10月、タジキスタンとの間でも、ロシア軍の駐留期限を2042年まで延長することで合意している。

（海外立法情報課・小泉 悠）

## 【ロシア】農産物生産者に対する税制優遇措置

2012年9月、2012年連邦法第161号によって「税法典」第2章が改正され、農産物生産者への税制優遇措置が盛り込まれた。第1に、大型有角獣（牛等）の繁殖、豚・羊・山羊・馬からの精子及び卵子の採取、並びに養鶏に関する取引については、消費税のうち10%が免除される。第2に、連邦政府予算の中から支給される農業振興のための補助金、家族経営畜産農家の振興のための補助金、及び新規就農者の日用品に対する一時補助金については、所得税が全額免除される。第3に、農業企業及び漁業企業が農産物・海産物の生産・加工によって得た利益に関しては、全面的に免税される。ロシアの農業生産者団体は、ロシアの世界貿易機関(WTO)への加盟によって農業部門が大打撃を受けると懸念しており、ロシア政府に補助金や税制優遇措置、債務の免除といった農業振興策を強く要求してきた。今回の税制優遇措置はその一環と見られている。

（海外立法情報課・小泉 悠）

## 【韓国】在外選挙の登録手続を簡素化

2009年2月の公職選挙法改正により在外選挙制度が導入され、「国外不在者」（留学、駐在等による）とともに、「在外選挙人」（海外永住者）も国政選挙に参加することが可能となった。しかし、制度導入後初の国政選挙（2012年4月の第19代国会議員総選挙）では、面倒な登録手続等を理由に、実際の投票者は6万人弱にとどまり、推定有権者数約223万人の3%にも満たなかった。2012年10月2日、登録手続を簡素化するため、公職選挙法が再度改正され、即日施行された。改正前は、在外選挙人は登録及び投票のために、2回、在外公館に赴く必要があったが、改正後は、①家族による代理登録、②在外投票管理官の巡回時の登録、③電子メールによる登録が可能となったため、在外公館へ赴く回数を、投票時の1回のみにすることが可能となった。2012年12月に実施される第18代大統領選挙では、先の選挙を上回る投票率が見込まれているものの、在外公館で投票する点は同じであり、法改正の効果は小さいとの見方が一般的である。（海外立法情報課・藤原 夏人）

## 【韓国】 協同組合基本法の制定

2012年1月26日、「協同組合基本法」（以下「基本法」）が制定され、同年12月1日に施行される。従来、協同組合は、8つの個別法において特定の協同組合のみが規定されており、それ以外の協同組合には法的根拠がなかった。協同組合基本法の制定により、金融業及び保険業を除くあらゆる業種において、出資金の規模に関係なく、5人以上の組合員資格を持った者が発起人となり、定款を定め、設立総会の議決を経て広域自治体の長に届出を行えば、協同組合を設立することができる。ただし、営利を目的としない社会的協同組合を設立する場合は、企画財政部長官（財務大臣に相当）の設立認可を受けなければならない。既存の個別法は基本法と併存し、個別法の規定により設立された協同組合には基本法が適用されないが、基本法は個別法よりも制約が少ないことから、個別法の協同組合から基本法の協同組合に組織変更するものも出現すると見られている。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

## 【韓国】 大学の非常勤講師の処遇改善

韓国の大学では、国公立・私立合わせて7万人以上の「時間講師」（非常勤講師に相当）がおり、大学の講義担当者の半数以上が時間講師といわれている。しかし、時間講師は高等教育法の規定による大学の教員ではなく、講義時間当たりの収入は専任講師の50%未満で、約95%が契約期間6か月未満という劣悪な環境に置かれている。2012年1月、高等教育法が改正され、2013年1月1日から、大学の時間講師の処遇改善に関する改正条項が施行される。法改正により、時間講師という名称は「講師」に変更され、教員として認められる。また、講師の契約期間を1年以上とすることも定められた。一方、政府が改正法施行に合わせ、大学が学生数に応じて確保すべき教員数に、週当たり講義時間数9時間以上の講師を含められるようにするための「大学設立・運営規定施行規則」の改正を進めていることから、講義時間数の少ない講師の大量解雇を懸念する声もある。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

## 【中国】 気象施設及び気象観測環境の保護条例の制定

標記条例が2012年8月29日に公布され、同年12月1日に施行される（国务院令 第623号）。同条例は、気象施設（気象観測施設、気象データ専用伝送施設等をいう）及び気象観測環境（気象観測施設が影響を受けることなく、正確なデータを得るために必要な最小の空間をいう。以下「環境」）を保護し、観測データの正確性、継続性を確保することを目的として制定された。近年、経済活動の活発化、人口増加等により、気象施設の破壊、用地の占拠、環境保護区域内での違法建築等の問題が深刻化し、一部の環境は破壊されて回復が不可能な状態となっている。同条例は、県級以上の地方人民政府が国の気象施設建設計画に沿って用地を準備すること、気象の主管機関が必要な保護装置や保護標識を設置し、巡回を実施すること、用地の占拠、施設の破壊及び勝手な移設、施設周辺でのボーリング、採石等の禁止、気象観測施設の種類の環境保護の範囲、環境の悪化により施設移転をする場合の対応原則、違法行為に対する罰則等を定める。（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

## 【中国】グリーン食品マーク管理弁法の改正

グリーン食品とは、持続可能な生産原則に基づき、特定の生産方式で生産された安全で優良な品質の農畜水産物とその加工品で、中国グリーン食品発展センターが認証するグリーン食品マーク（以下「マーク」）の使用権を取得したものをいう。中国では1990年にグリーン食品の認証制度を開始し、1993年にマークの管理に関する弁法を定めたが、近年国民の食への安全意識が高まるとともに、マークの不正使用等の問題が頻発している。マークの使用管理の強化、ブランドの信用の確保、生産者及び消費者の権利を守ることを目的として、標記弁法が改正され、2012年7月30日の公布を経て、10月1日に施行された（農業部令2012年第6号）。新弁法では、グリーン食品の条件を、①生産地の環境、②農薬等の使用、③食品の質、④包装、運送等に関する各基準を満たしていることとし、マークの申請者の資格、申請手続、審査、同食品に対する行政監督、マーク使用権取消しの事由、違反行為に対する罰則等を定める。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

## 【中国】医薬品、医療機器の違法事業者ブラックリスト

医薬品及び医療機器の安全性の管理監督の強化、これらの製造業者等に対し安全責任を履行させること等を目的に、医薬品安全ブラックリスト管理規定（試行）が2012年8月13日に公布、10月1日に施行された（国食薬監弁[2012]219号）。省級以上の食品・薬品監督部門は、医薬品、医療機器に関する法規に違反して行政処分を受けた企業等の情報についてのブラックリストを作成し、そのウェブサイト上に公表しなければならない。具体的には、偽造医薬品、不良医薬品、国家規格に適合しない医療機器等の製造、販売により製造許可証や営業許可証を取り消された場合、虚偽の資料やサンプルの提出等不正な手段で関係する証明書や資格を取得した場合、法定の条件に違反して医薬品、医療機器を生産し販売したことで、重大な事件を引き起こした場合等には、その企業をブラックリストに載せ、企業の名称、住所、法定代表者又は責任者の氏名、職務、違法の事由等を公表することとしている。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

## 【オーストラリア】クラスター弾禁止条約実施のための改正刑法典の施行

クラスター弾禁止条約（オスロ条約、2008年5月30日採択、同12月3日署名、2010年8月1日発効）を国内で実施するため、1995年刑法典を改正する法律が2012年9月8日に制定、施行された。改正後の刑法典は、クラスター弾の使用、開発及び生産、貯蔵並びに譲渡並びにこれらの行為の幫助を禁止し、違反者は10年の懲役に処する。例外として、国防軍による訓練目的の使用及び貯蔵並びに破壊目的の譲渡を可能としたほか、条約未締約国との間の共同軍事作戦において、未締約国がクラスター弾の使用等を行う場合も参加する豪州軍要員は訴追されず、また、豪州領域内で未締約国の軍事要員がクラスター弾の使用等を行っても訴追されないと規定した。法案の議会審議では、条約未締約の同盟国である米国との共同作戦を念頭に置いた特例に強い批判があったほか、ベルギーなど他の条約批准国と同様に、クラスター弾の開発・生産に自国の企業が投資を行うことも禁止すべきであるという議論もあった。

（海外立法情報調査室・等 雄一郎）

## 【オーストラリア】コンピュータゲーム成人指定区分の改正

2012年7月6日に2012年成人指定区分（出版、映画及びコンピュータゲーム）法改正法が制定され、2013年1月1日に施行される。従来、1995年成人指定区分法に基づき、コンピュータゲームは「双方向で遊技が可能なコンピュータディスプレイ等に映像を発生させるコンピュータプログラム及び関連データ」と定義され、そのうち、総督の任命する成人指定区分委員会が暴力や性的描写の観点から必要と認めたものを、G（一般指定）、PG（保護者指導指定）、M（成人指定）、MA15+（15歳以上成人同伴指定）、RC（テロ行為助長指定）の5区分に成人指定してきた。改正により、映画に従来から導入されていたR18+（18歳以上指定）区分がコンピュータゲームにも設けられ、6区分となる。施行日以降に成人指定区分を受ける新規のコンピュータゲームから新区分が適用される。各州は改正連邦法に合わせて2013年1月までに州法を整備する必要があるが、キャンベラ首都圏は連邦や他州に先んじて2012年3月に整備を終えている。（海外立法情報調査室・等 雄一郎）

## 【オーストラリア】2週間の父親有給育児休暇制度の創設

2012年有給育児休暇法等改正法が2012年7月22日に制定され、10月1日に施行された。2010年総選挙の際に労働党政権が公約していた、2週間の有給育児休暇の父親への付与を柱とした有給育児休暇制度拡大策が、今回の有給育児休暇法の改正により実現した。父親有給育児休暇の対象者は、2013年1月1日以降に、子の出生又は養子縁組により父親となって休業する男性又は同性婚のパートナーである。資格を有する父親・パートナーには、2週間の有給育児休暇が与えられ、連邦政府から一律に全国最低賃金相当額（現在税込で週606.5豪ドル）が支給される。支給は2013年1月1日から始まり、連邦政府は費用負担を5年で1億8850万豪ドルと見込んでいる。この他、今回の法改正により、雇用主は、育児休暇中の従業員の育児休暇明けの職場復帰促進のために設けられている「職場連絡用出勤日」を、子の誕生後14日から42日までの期間に設定してはならないことが明確に規定された。（海外立法情報調査室・等 雄一郎）

## 【シンガポール】外国人人材雇用法の改正—不法就労対策—

2012年10月25日、外国人人材雇用法改正法が施行された。同法は、非熟練外国人労働者を管理するものであり、旧法律名は外国人雇用法であったが、2007年に現法律名に改められ2009年の改正を経て今回の改正に至った。今回の改正の目的は、第1に刑罰を補完するため行政処分制度を確立すること、第2に令状なしの逮捕条件を明記することで当局の調査権を強化すること、第3に同法違反の罰則を追加したことである。近年、低賃金の外国人労働者の増加によって現地労働者が職を失ったり、外国人労働者が就労に必要な「労働パス」（旧名は労働許可証）の不正取引を行ったりするという問題が顕著になっている。罰則については、外国人労働者の不法入国及び供給を行った犯罪組織並びに学業証明書を偽造した外国人は罰金又は禁錮に、外国人労働者からの金銭の取立て及びその雇用に要した費用の回収等を行い並びに水増し雇用を行なった雇用主は罰金に処せられるとした。（海外立法情報課・遠藤 聡）



## 【フィリピン】サイバー犯罪防止法の成立

2012年9月12日、サイバー犯罪の防止、予防、捜査、禁止及び刑罰の賦課に関する法律（以下「サイバー犯罪防止法」という）が成立した。サイバー犯罪防止法は、第1にコンピュータ等の情報通信技術に対する保全、第2に不法アクセス等サイバー犯罪に関する規定、第3に対象犯罪行為に対する禁錮刑及び罰金刑についての規定、第4に国内各機関の権限の明確化及び国際的協力体制の強化についての規定を主な内容としている。処罰の対象となるサイバー犯罪には、不法アクセス、違法傍受、データ通信の妨害、システムの妨害、機器の悪用、サイバー占拠並びにデータ等の改ざん、不正使用及び窃盗、サイバーセックスの表示、児童ポルノの提供、未許可の商用通信及び名誉棄損となる行為等がある。同法に違反した者は、長期禁錮刑若しくは50万ペソ（約96万円）以下の罰金に処し又はこれらを併科する。共犯者は、1000万ペソ（約1930万円）以下の罰金に処せられる。

（海外立法情報課・遠藤 聡）

## 【ベトナム】大学教育法の成立

2012年7月2日、大学教育法が成立し、2013年1月1日に施行される。ベトナムの学校制度は、5-4-3制（小学校、中学校、高等学校）であり、この上位にある総合大学、地方大学、単科大学、短期大学、科学研究機関、大学院等が高等教育機関となる。経済成長が続くベトナムでは、専門職・熟練労働者の養成や、外国の大学への入学・留学に伴う頭脳流出の防止のため、国内の大学等の教育水準を保障することが急務であった。国会での同法案の審議では、教育の質の向上、教育予算の拡充及び大学の自治等に関する課題が議論された。同法には、高等教育機関の組織、任務及び権限を定める規定、高等教育機関の設立、運営、認可及び廃校に関する規定、大学教育カリキュラム、卒業要件単位及び学位授与の基準等の規定のほか、外国資本による高等教育機関の設置に関する規定も置かれた。大学等の自治に関する規定よりも、高等教育機関に対する国の管理規定の比重が大きい。

（海外立法情報課・遠藤 聡）